

第1回 さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）

中間見直しに係る西区検討懇話会

次 第

日 時：令和6年7月12日（金）

午前 10時から

会 場：西区役所2階 大会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 出席者紹介

4 座長及び職務代理の選出

5 意見交換

(1) 「西区の特性」について

(2) 「西区のまちづくりのポイント」について

(3) その他

6 閉 会

【当日配布資料】

- ・次第
- ・委員名簿
- ・席次表
- ・西区検討懇話会設置要綱
- ・西区検討懇話会傍聴要領

【事前配布資料】

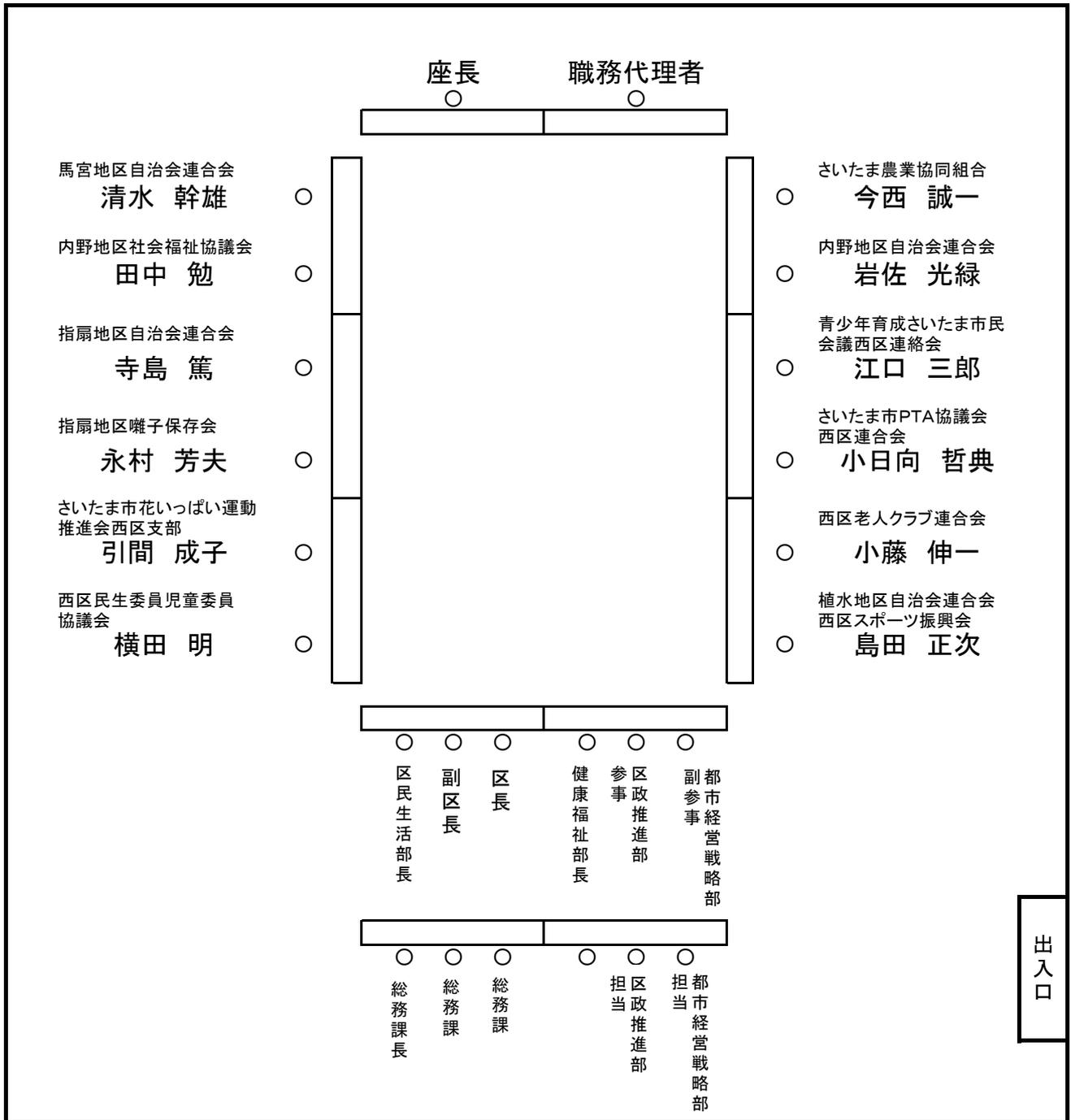
- ・資料1 「さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る西区検討懇話会」
- ・資料2 「第4部 各区の特性と将来像」

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）
 中間見直しに係る西区検討懇話会 委員名簿

(氏名 五十音順)

No.	団体名	役職	(フリガナ) 氏名
1	さいたま農業協同組合	地区代表理事	イマニシ 今西 セイイチ 誠一
2	内野地区自治会連合会	会長	イワサ 岩佐 ミツキ 光緑
3	青少年育成さいたま市民会議西区連絡会	会長	エグチ 江口 サブロウ 三郎
4	さいたま市PTA協議会西区連合会	会長	コビナタ 小日向 テツリ 哲典
5	西区老人クラブ連合会	会長	コフジ 小藤 シンイチ 伸一
6	植水地区自治会連合会	会長	シマダ 島田 ショウジ 正次
7	西区スポーツ振興会	会長	シマダ 島田 ショウジ 正次
8	馬宮地区自治会連合会	会長	シミズ 清水 ミキオ 幹雄
9	内野地区社会福祉協議会	会長	タナカ 田中 ツトム 勉
10	指扇地区自治会連合会	会長	テラシマ 寺島 アツシ 篤
11	指扇商工振興連合会	会長	トミタ 富田 カズヒサ 和久
12	指扇地区囃子保存会	副会長	ナガムラ 永村 ヨシオ 芳夫
13	さいたま市花いっぱい運動推進会西区支部	支部長	ヒキマ 引間 シゲコ 成子
14	西区民生委員児童委員協議会	会長	ヨコタ 横田 アキラ 明

第1回 さいたま市総合振興計画基本計画(各区の特性と将来像)
中間見直しに係る西区検討懇話会 席次



さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る
西区検討懇話会設置要綱

（設置）

第1条 さいたま市総合振興計画基本計画の中間見直しに向けた検討に当たり、「西区の特性と将来像」（さいたま市総合振興計画基本計画第4部に該当する部分をいう。以下同じ。）について、西区において活動する各種団体から意見を聴くため、さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る西区検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 懇話会の委員は、西区において活動する各種団体の代表者等20名以内とする。

（座長）

第3条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから座長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 懇話会の会議の議長は、座長とする。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見若しくは説明を聴くため出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第5条 懇話会の会議は、原則公開とする。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、西区役所区民生活部総務課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行し、令和7年3月31日に効力を失う。

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る

西区検討懇話会傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）に係る西区検討懇話会（以下「懇話会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続等）

第2条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この項において同じ。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、会議の開催当日、開催場所において、開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

3 傍聴の定員数は10人とし、傍聴を予定する者の決定は、原則として抽選により行う。

4 第1項の傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

（報道関係者の傍聴に係る手続等）

第3条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ座長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、座長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場等)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、座長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴人は、会議において会議非公開の議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴人への会議資料の提供)

第7条 座長は、傍聴人に会議資料を提供するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月24日から施行し、令和7年3月31日に効力を失う。

傍 聴 券

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）

中間見直しに係る西区検討懇話会

注1 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。

2 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

【傍聴することができない者】

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴人の守るべき事項】

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
 - (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - (4) 撮影又は録音をしないこと。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。
- ※ 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。

さいたま市総合振興計画基本計画(各区の特性と将来像) 中間見直しに係る西区検討懇話会

I. さいたま市総合振興計画と中間見直し …………… P. 1

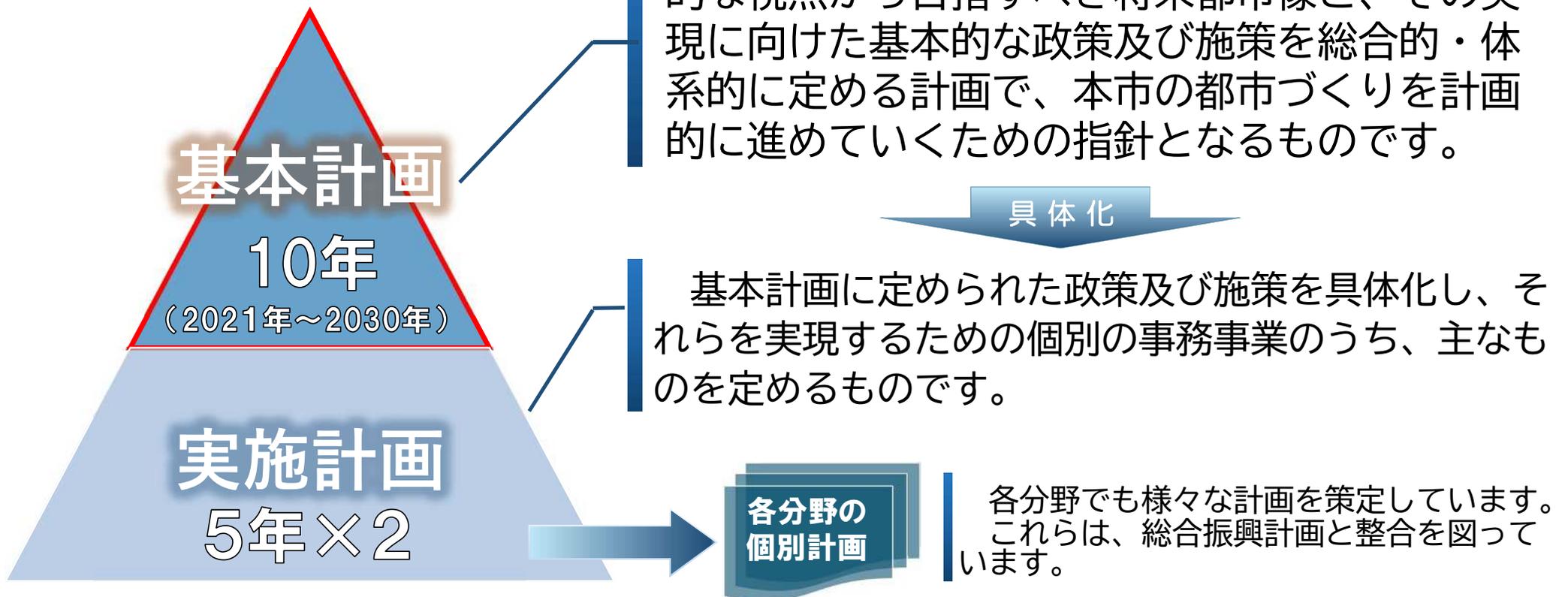
1. さいたま市総合振興計画について
2. 総合振興計画が描くさいたま市の未来 (将来都市像)
3. 「区の特性と将来像」の位置付け
4. 総合振興計画の中間見直しについて

II. 西区の現状等 …………… P. 5

5. 西区の人口及び世帯の状況
6. 西区のまちづくりの取組状況
7. 西区に対する市民からの評価や意見

1. さいたま市総合振興計画について

【総合振興計画の体系図】



2. 総合振興計画が描くさいたま市の未来（将来都市像）

総合振興計画では、21世紀半ば（おおむね令和32（2050）年頃）を見据えて、さいたま市が目指すべき2つの将来都市像を示しています。

将来都市像 1
上質な生活都市

上質な生活都市

都市部に住みながらも豊かな水と緑を身近に感じることで、快適さとゆとりを同時に楽しみながら、生き生きと健康で安心して暮らせる新しいライフスタイル*を生み出すことで、全ての人がしあわせを実感し、自らが暮らすまちに誇りを感じることができる都市

将来都市像 2
東日本の中枢都市

東日本の中枢都市

東日本全体の活性化をけん引する中枢都市として、国内外からヒト・モノ・情報を呼び込み、新たな地域産業や市民活動等の多様なイノベーション*を生み出すことで、市民や企業から選ばれ、訪れる人を惹きつける魅力にあふれる都市

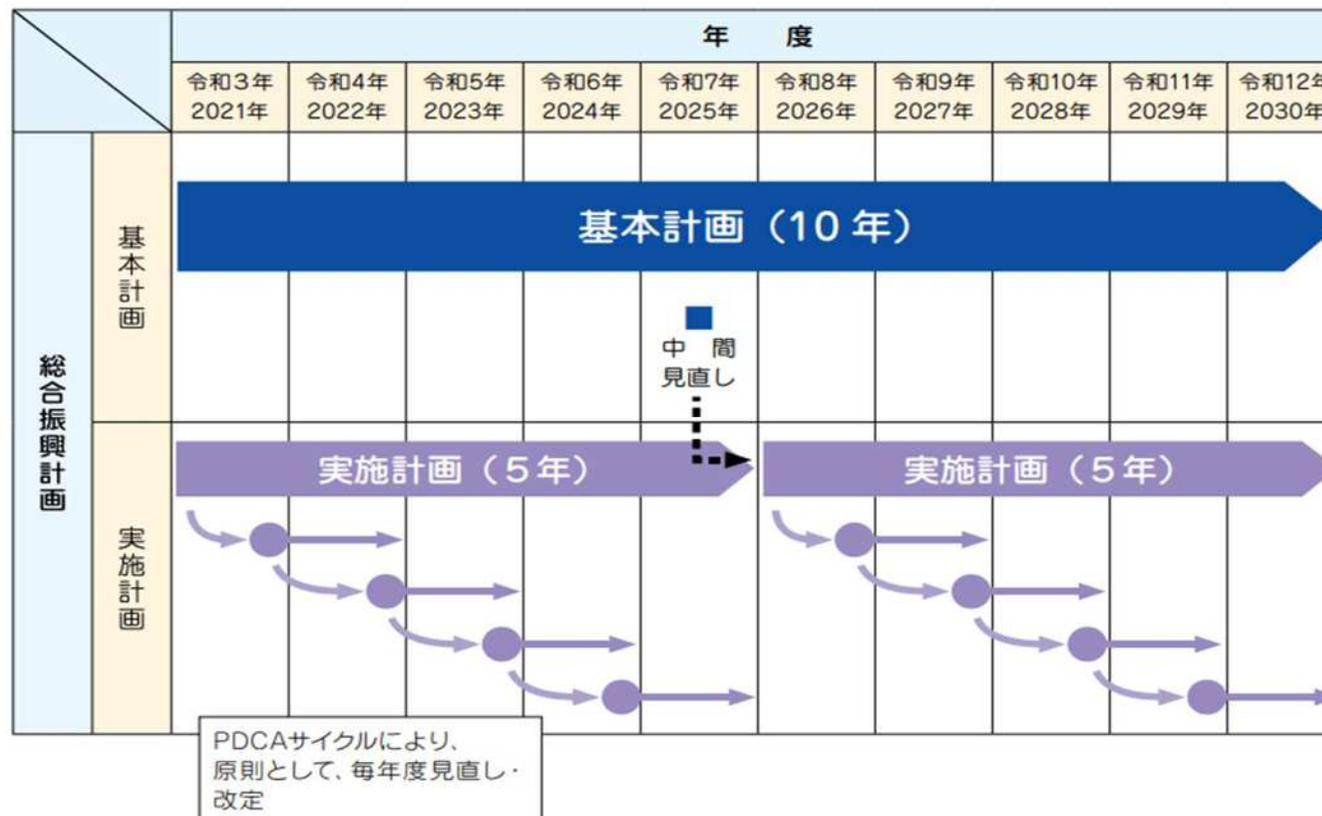
3. 「区の特徴と将来像」の位置付け



- ◆基本計画（計画期間：令和3年度～令和12年度（10年））の中に位置付け（第4部 各区の特性と将来像）。
- ◆「区の特徴と将来像」は、各区の目指す姿である区の将来像の実現はもとより、将来都市像の実現に向け、区民と行政が共に地域のまちづくりに取り組むための目標として区の将来像を共有するとともに、各区の特性を踏まえた取組の方向性を示すもの。

4. 総合振興計画の中間見直しについて

計画期間の中間期に当たる令和7（2025）年度に、それまでの点検を行い、検証・分析等に基づく基本計画の中間見直しを行うこととしております。



5. 西区の人口及び世帯の状況

人口総数と年齢別構成比（令和3年4月1日～）

		令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
人口総数（単位：人）		93,673人	94,424人	94,805人	95,436人
内訳 （構成比：％）	14歳以下	12,449人(13.3%)	12,609人(13.4%)	12,692人(13.4%)	12,648人(13.3%)
	15～64歳	56,495人(60.3%)	57,045人(60.4%)	57,390人(60.5%)	58,035人(60.8%)
	65歳以上	24,729人(26.4%)	24,770人(26.2%)	24,723人(26.1%)	24,753人(25.9%)

出典：さいたま市統計

世帯数と世帯平均人数（令和3年4月1日～）

	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
世帯数（単位：世帯）	41,996世帯	42,751世帯	43,328世帯	44,247世帯
世帯平均人数（単位：人）	2.23人	2.21人	2.19人	2.16人

出典：さいたま市統計

※令和5（2023）年に推計された本市の将来推計人口では、令和17（2035）年頃に人口のピークを迎える見込み

6. 西区のまちづくりの取組状況 「令和4年度区のまちづくりアンケート結果」から

区民による事業の評価について、5つの選択肢「(ア) 十分、(イ) おおむね十分、(ウ) やや不十分、(エ) 不十分、(オ) わからない」のうち、「(オ) わからない」と回答いただいた数を除いた選択総数における「(ア) 十分」、「(イ) おおむね十分」の選択数の割合です。

まちづくりのポイント／事業名	アンケート	
	一般	有識者
1 安全で安心して暮らせるまちづくり		
水害対策勉強会（区事業）	60%	65%
避難所開設訓練と避難所対応検討会の実施（区事業）	65%	69%
防災セミナー（区事業）	64%	71%
2 活力のあるまちづくり		
西区ふれあいまつり（区事業）	88%	94%
西区少年少女サッカー教室（区事業）	83%	83%
市民活動の支援（区事業）	70%	72%

まちづくりのポイント／事業名	アンケート	
	一般	有識者
3 子育てしやすいまちづくり		
区内保育施設等紹介パネル展示会（区事業）	73%	84%
虐待の発生予防に向けた保育園や学校との連携強化（区事業）	62%	59%
4 高齢者や障害者が生き生きと生活できるまちづくり		
西区シルバーライフ向上事業（区事業）	63%	67%
介護に優しい西区サポート事業（区事業）	60%	71%
5 環境と共生したまちづくり		
区の花アジサイPR（区事業）	82%	87%
親子アジサイ苗育成講座（区事業）	73%	69%

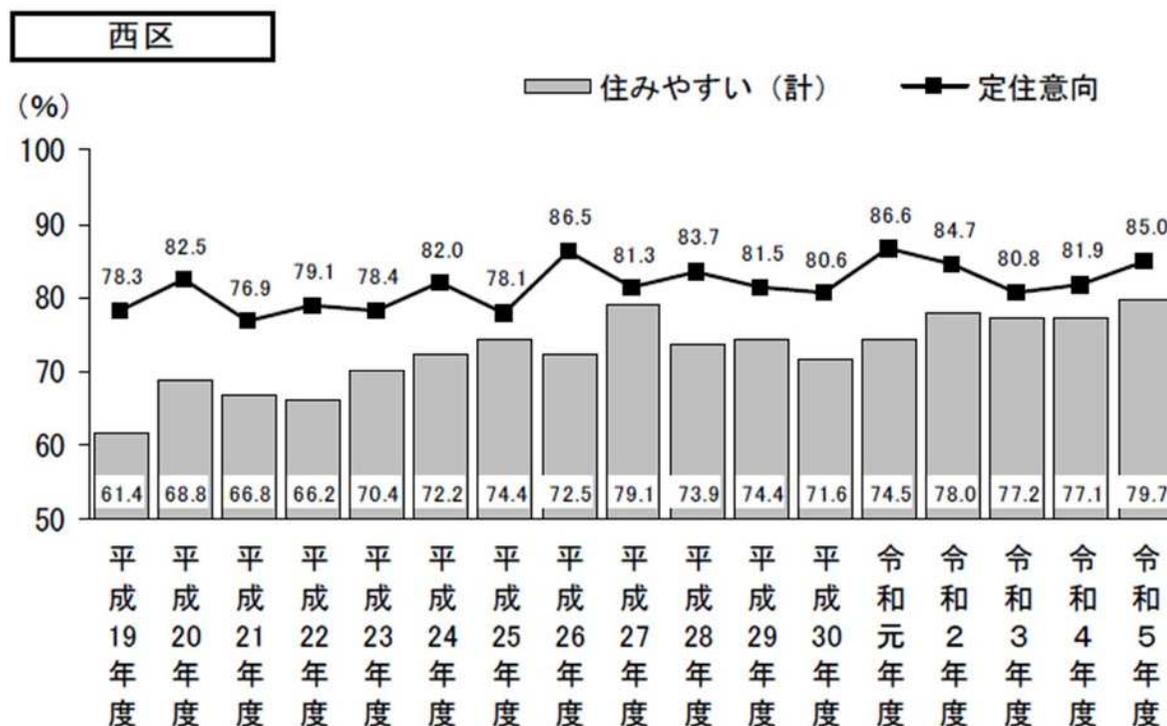
7. 西区に対する市民からの評価や意見 「さいたま市民意識調査」から

さいたま市では、広聴事業の一環として、施策に対する市民の意向等を把握し、今後の市政運営の参考とするため、平成19年度から市民意識調査を実施しています。

○住みやすさと定住意向

問 あなたがお住まいの「地域」の
住み心地はどうですか。

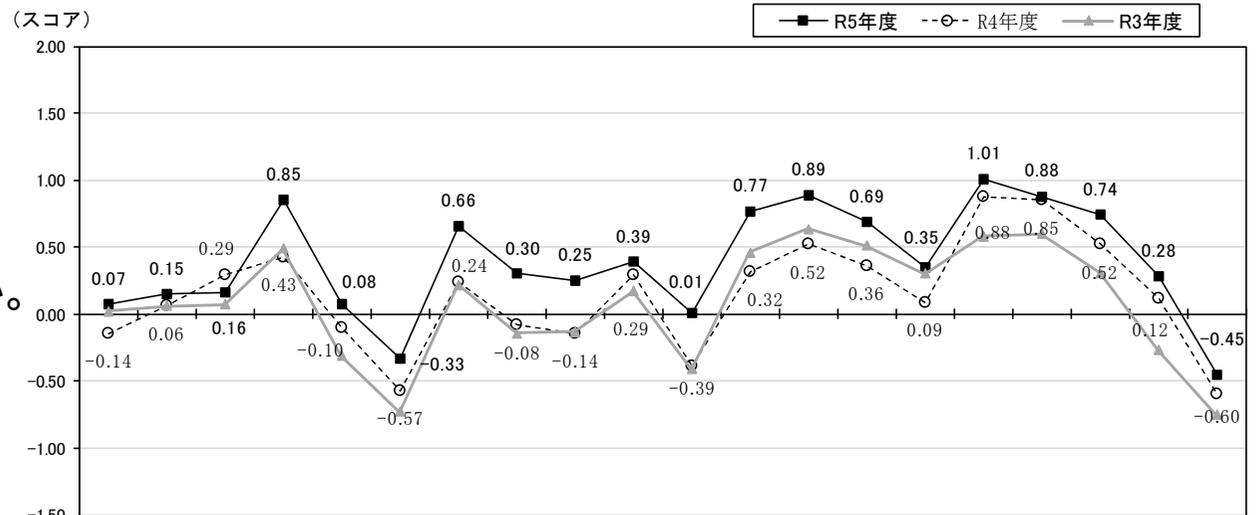
あなたは現在お住まいの地域に
これからも住みたいと思いますか。



7. 西区に対する市民からの評価や意見 「さいたま市民意識調査」から

○居住地域の満足度

問 あなたは、お住まいの「地域」について、どの程度満足していますか。



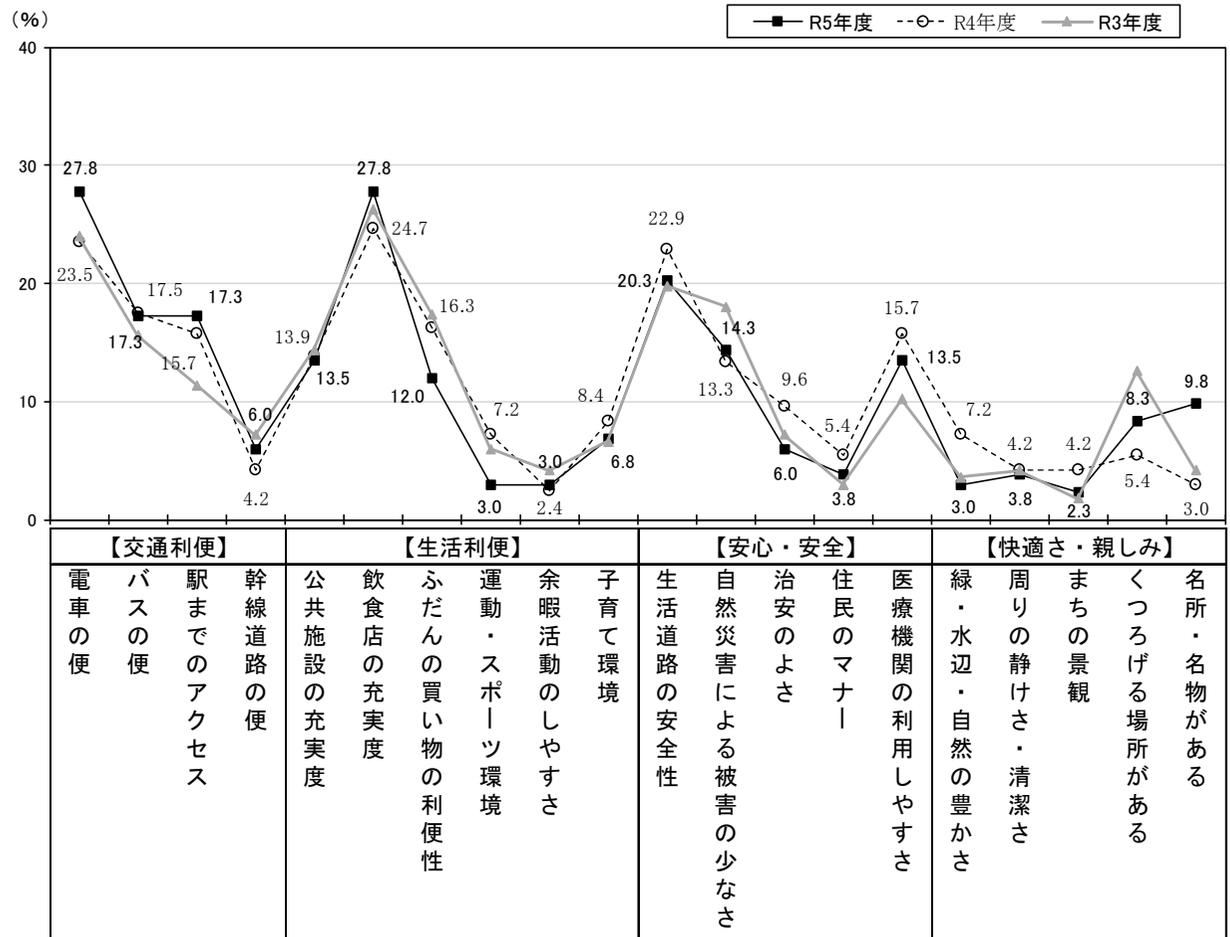
※20項目に分けて質問した「居住地域の満足度」にあてはまる割合（「満足+2」、「やや満足+1」、「やや不満-1」、「不満-2」の4段階）を得点化し、スコアを算出して比較を行った。

【交通利便】				【生活利便】				【安心・安全】				【快適さ・親しみ】							
電車の便	バスの便	駅までのアクセス	幹線道路の便	公共施設の充実度	飲食店の充実度	ふだんの買い物利便性	運動・スポーツ環境	余暇活動のしやすさ	子育て環境	生活道路の安全性	自然災害による被害の少なさ	治安のよさ	住民のマナー	医療機関の利用しやすさ	緑・水辺・自然の豊かさ	周りの静けさ・清潔さ	まちの景観	くつろげる場所がある	名所・名物がある

7. 西区に対する市民からの評価や意見 「さいたま市民意識調査」から

○今後の発展の方向性

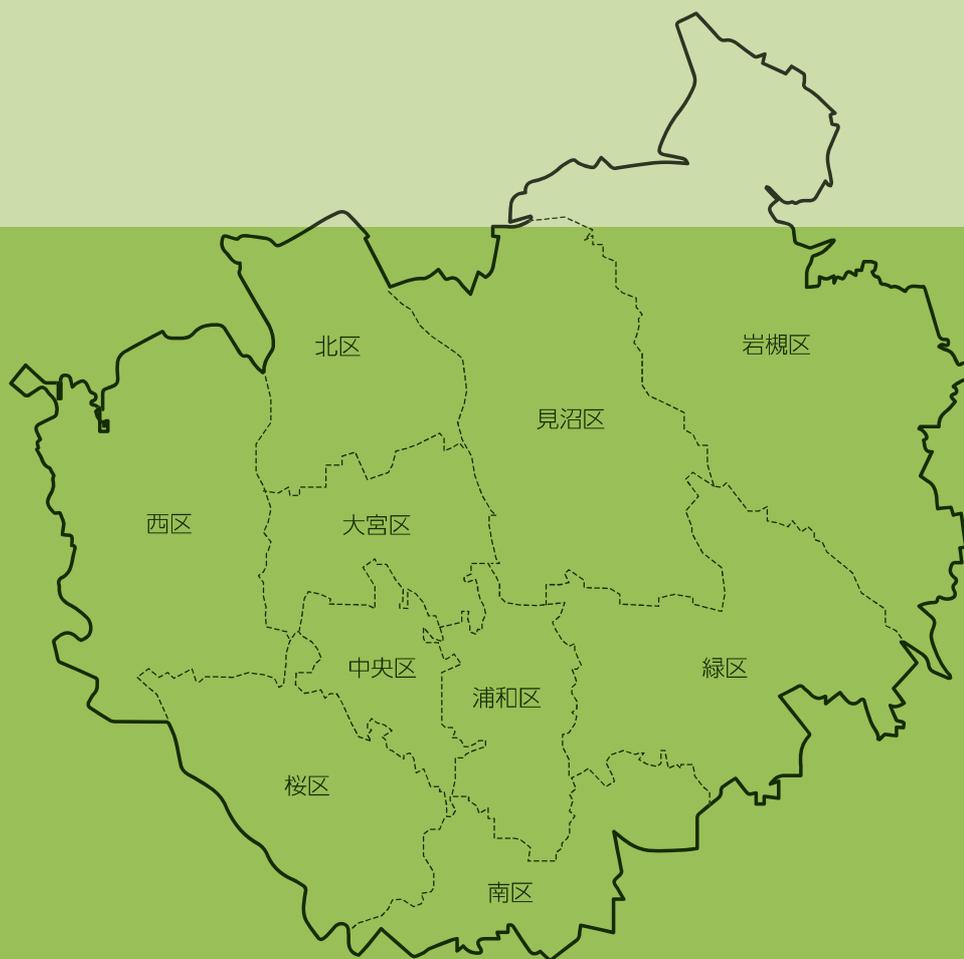
問 あなたは、お住まいの「地域」が、今後どのような方向へ発展してほしいと思いますか。



※「今後の発展の方向性」における20項目の回答比率。

第4部

各区の特性と将来像



1 区の特性と将来像の位置付け

第4部「各区の特性と将来像」は、各区の目指す姿である区の将来像の実現はもとより、将来都市像の実現に向け、区民と行政が共に地域のまちづくりに取り組むための目標として区の将来像を共有するとともに、各区の特性を踏まえた取組の方向性を示すものです。

2 区の将来像の実現に向けて

本市では、各区がより区民に近い存在として、区民の意見を取り入れながら、地域の特性を生かしたまちづくりを進めてきました。しかし、少子高齢化等の社会経済状況の変化に伴い、ライフスタイル*や区民ニーズが多様化する中で、区民の主体的な参加により、地域の課題を行政との協働で解決していくことが重要になります。

このため、区民と行政が共にまちづくりを進めるための「区の将来像」を示すとともに、各区では積極的に区民意見の把握に努め、各分野の事業の状況を区民に分かりやすく情報提供し、事業の実施、見直し・改善を行います。

取組の推進に当たっては、区と局等が連携し、区民と行政が一体となって、市全体の都市づくりの方向性と整合を図りながら、それぞれの地域課題に応じたまちづくりを進めていきます。

3 構成について

(1) 区の特性

▶ 各区の特性

地形、歴史や文化等の区の特徴や都市基盤*・環境、産業、地域資源、コミュニティといった区の現状や課題を示したものです。

▶ 区マップ

道路や鉄道、コミュニティ関連施設、図書館、公園・スポーツ施設等について、主な施設の設置状況を示し、「区の特性」と併せて、区の概要をまとめたものです。

(2) 区の将来像

▶ 各区の将来像

地域の特性を生かし、区民に身近なまちづくりを進めるための基本的かつ大きな方向性について、区民にとってより身近なものとなるよう、わかりやすい言葉で表現したものです。

▶ まちづくりのポイント

区民と行政が一体となって「区の将来像」を実現するために、区の現状と課題を踏まえ、区や局等が行う取組を示したものです。



▶ まちを潤すアジサイ



西

NISHI



特性

西区は広大な緑の空間を抱える荒川、桜並木の美しい鴨川やびん沼川が巡り、大宮花の丘農林公苑や錦乃原櫻草園等があって、自然環境に恵まれた季節の花々も豊かな「水と緑と花のまち」です。また、地域の祭りなど伝統芸能が今も親しまれ、地域文化が息づいたまちでもあります。

● 都市基盤・環境

区の東部には国道17号新大宮バイパスと上尾道路が南北方向に、北部には国道16号西大宮バイパスが東西方向に延びており、西区と大宮駅周辺地区を結ぶ県道さいたま春日部線や県道さいたまふじみ野所沢線とともに道路体系の骨格を形成しています。また、平成28(2016)年4月には国道17号新大宮上尾道路が事業化され、東京都心部へのアクセス向上が期待されています。一方、東京から大宮駅周辺地区を経て結ばれているJR川越線については、人口増加に伴い、日進駅以西の複線化が課題となっています。

区の中央部は、JR川越線を挟んで住宅を中心とする市街地が広がっており、その周辺は雑木林や農地が残る緑の多い地域となっています。特に、区の西を流れる荒川沿岸は近郊緑地保全区域*に指定されており、まとまった緑地や農地が広がると同時に、スポーツ・レクリエーション施設もある憩いの場となっています。今後はこれらの豊かな緑の保全と更なる活用が求められます。一方で、近年の豪雨災害を踏まえ、荒川等の河川の氾濫に備えた避難行動の迅速化や避難所へのアクセス向上が課題となっております。

JR川越線の指扇駅や西大宮駅周辺地区は、指扇駅の橋上化・北口駅前広場の整備や、西大宮駅北側の土地区画整理事業*の完了により利便性の向上が図られ、更なるにぎわいが期待されます。一方、区域が広いことから、駅周辺と各地区を結ぶ交通利便性の向上が強く求められています。コミュニティバス*や乗合タクシーの運行により一定の改善が図られましたが、一層の充実が必要です。また、生活道路*、公共下水道の整備については、引き続き進める必要があります。農業も盛んな西区ですが、スプロール化*が進んでいる箇所も見られ、農地と住宅地との調和も課題となっています。

現在、西大宮駅南側で土地区画整理事業*が進められ、良好な住環境の形成や生活基盤の整備により、西大宮駅北側一帯とともに、区民の交流や日常生活における新たな拠点として、役割を發揮していくことが期待されています。

● 産業

国道 17 号新大宮バイパス沿いに飲食業や流通業が形成され、国道 17 号新大宮上尾道路の事業化により、流通業等の更なる進展が期待できるほか、指扇駅・西大宮駅周辺には身近な商業・サービス業が集積しており、区民生活の拠点となっています。

また、区の西部となる荒川流域には水田地帯が広がり、県内有数の早場米の生産地帯があるほか、北部では梨やぶどう等の果樹や野菜が作付けされており、直売やグループ出荷を軸に活性化が期待できます。

● 地域資源

区内には荒川や鴨川などの大きな河川のほか、桜並木が整備されたびん沼川などの水辺や雑木林がありますが、これに加え、東部の三橋総合公園や鴨川みずべの里、西部の荒川沿いの西遊馬公園、南部の錦乃原櫻草園、北部の秋葉の森総合公園や大宮花の丘農林公苑など、特色ある公園が多いことも区の魅力となっています。また、市指定無形民俗文化財*である秋葉ささら獅子舞や指扇の餅つき踊り、お囃子など民俗芸能が今も親しまれ、神社仏閣など地域固有の歴史・文化資源が保存・継承されています。

大宮アルディージャ練習場や荒川サイクリングロード、広大な荒川河川敷にある運動場などの地域資源や、さらに、公設としては首都圏で2例目、本市では初の公認グラウンド・ゴルフ専用コースとなる宝来グラウンド・ゴルフ場が整備され、新たなスポーツ環境が魅力となっています。

西区のこれらの資源を十分活用し、区の魅力向上に向けて、まちづくりに生かしていく視点が求められます。

「民俗芸能が親しまれ」

→ 「幅広い世代に親しみやすい」

● コミュニティ

地域コミュニティ*の温かさ、活発さは西区の特徴の一つとなっています。今後は、コミュニティの力を自立的なまちづくりに生かしながら、地域文化の伝承と創造、豊かな自然環境の保全、子育てや高齢者の支援などに取り組むために、具体的な施策を進めていくことが重要です。



▶びん沼川



▶地域に伝わるお囃子

西区マップ



豊かな自然と歴史文化を生かす 全ての人と生活にやさしい潤いあるまちづくり

水と緑と花が象徴する豊かな自然環境、それに囲まれた潤いある住環境、歴史に根ざした地域文化、地域コミュニティ*の温かさなど西区の特性が調和したまちを実現するとともに、地域住民による主体的な取組を基礎として、全ての人々が共に生きるまちづくり、協働によるまちづくりを進め、区民が心豊かに誇りをもって住み続けられるまちを実現します。

[まちづくりのポイント]

1 安全で安心して暮らせるまちづくり

- (1)歩道や街灯等の充実やバリアフリー*のまちづくり
- (2)歩行者が安心して通行できる生活道路*の整備
- (3)鉄道駅や主要施設を結ぶ交通ネットワークの充実
- (4)災害や犯罪等に対する安全性の向上 → 「地震・風水害」
- (5)公共用水域*の水質保全のための公共下水道の普及と利用促進、公園やコミュニティ関連施設など公
共施設が身近に利用できる環境の整備

2 活力のあるまちづくり

- (1)生活に密着した商業、都市農業*など、区の特徴を生かした産業の育成
- (2)生産者、消費者、行政が連携した地産地消*の推進
- (3)鉄道駅周辺の整備による活性化
- (4)区の特徴を生かした学習活動やスポーツ、健康づくりや施設の充実
- (5)三橋総合公園等の特色ある公園を生かした交流の場づくり
- (6)民俗芸能等の無形の文化財や史跡等の有形の文化財の活用による地区の魅力向上
- (7)市民参画のまちづくりに向けた仕組みづくり、ボランティア活動に関わるネットワークの支援

3 子育てしやすいまちづくり

- (1)子育て世代に合った保健福祉、教育、交流の充実
- (2)共働き世帯の増加と少子化の流れに対応し、区民による支え合いの仕組みなども取り入れ、仕事と家庭を無理なく両立できる子育て支援の充実
- (3)公共施設等を活用した、多世代交流の機会づくりや子ども・青少年の活動機会の充実

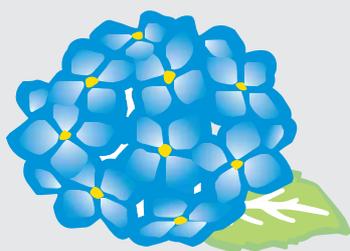
4 高齢者や障害者が生き生きと生活できるまちづくり

- (1)高齢者が社会活動に参加できる機会や高齢者の健康づくりの充実
- (2)行政と地域住民や民生委員・児童委員[※]、地区社会福祉協議会、地域包括支援センターの連携・協力などを通じ、高齢者の自立した生活を見守る環境の整備
- (3)障害者の地域生活を支援するネットワークづくり

5 環境と共生したまちづくり

- (1)雑木林や川、貴重な動植物などの豊かな自然を残し、生かすまちづくり
- (2)自然環境と調和したまちづくりに向けた、農地の保全と休耕地^{*}の有効活用
- (3)市民参加による自然環境の保全
- (4)豊かな自然と歴史文化にふさわしい景観の保全及び史跡の維持、保存
- (5)水辺を生かした環境の整備
- (6)区の花アジサイを生かした環境の整備
- (7)自然環境を生かしたサイクリングロードの整備

「区の花」を紹介します



西区の花 アジサイ

梅雨の風物詩として広く親しまれ、区内の「指扇氷川神社」では、アジサイの見どころとして地元ボランティアの皆さんにより育てられています。

名の由来は、青い花が集まっている様子「集真藍（あづさあい）」から転じたとも言われ、区の色「青色」が連想されます。

※ 民生委員・児童委員… 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うとともに、地域住民の福祉向上のため様々な福祉活動を行っています。また、市や社会福祉協議会等が行う福祉サービスとのパイプ役を果たしています。